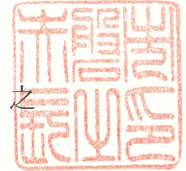


「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和8年5月20日

赤磐市長 前田 正之



1. 業務の概要

- (1) 業務名 「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 9,651,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない

2. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公告日から契約締結日までの間に、赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿(物品・役務)に「計画策定」の業種で登載されている者であること。
- (7) 全国での健康増進計画の業務受託実績があること。ただし、計画支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など業務の一部の実績は除く。
- (8) プライバシーマークを取得していること。

3. 審査基準等

「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施説明書のとおり。

4. 担当部署

〒709-0898

赤磐市下市344

赤磐市保健福祉部健康増進課（担当：角南、川崎）

TEL 086-955-1117

FAX 086-955-1118

E-mail kenko@city.akaiwa.lg.jp

5. 手続き等

(1) 関係書類の期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和8年5月20日（水）から令和8年6月3日（水）まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 電子データのダウンロード

(2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年6月3日（水）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市保健福祉部健康増進課（〒709-0898 赤磐市下市344）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

(3) 参加資格審査結果の通知

令和8年6月5日（金）

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年6月18日（木）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市保健福祉部健康増進課（〒709-0898 赤磐市下市344）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

(5) 質疑応答の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年5月20日（水）から令和8年5月28日（木）午後5時まで

イ 方 法 電子メール

ウ 回 答 公平性を保つため、令和8年5月29日（金）までにその都度質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予定日時 令和8年6月29日（月）【時間等は別途指示いたします】

イ 実施場所 赤磐市役所2階第2会議室（〒709-0898 赤磐市下市344）

ウ 実施内容 プレゼンテーションの時間は企画提案書の説明を30分以内とし、その後の質疑応答を10分程度とする。準備片付けは各5分とする。

(7) 審査結果の通知

令和8年7月1日（水）予定 公告及び結果通知書発送

6. その他

詳細については、「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施説明書による。